

平成30年度小松市予算書

(2018年度)

一般会計

特別会計

国民健康保険事業

介護保険事業

公債管理

産業団地事業

後期高齢者医療

企業会計

水道事業

下水道事業

国民健康保険小松市民病院事業

目 次

議案番号	議 件 名	頁
議案第 1 号	平成30年度小松市一般会計予算……………	1
議案第 2 号	平成30年度小松市国民健康保険事業特別会計予算……………	13
議案第 3 号	平成30年度小松市介護保険事業特別会計予算……………	17
議案第 4 号	平成30年度小松市公債管理特別会計予算……………	21
議案第 5 号	平成30年度小松市産業団地事業特別会計予算……………	25
議案第 6 号	平成30年度小松市後期高齢者医療特別会計予算……………	29
議案第 7 号	平成30年度小松市水道事業会計予算……………	33
議案第 8 号	平成30年度小松市下水道事業会計予算……………	37
議案第 9 号	平成30年度国民健康保険小松市民病院事業会計予算……………	41

一 般 会 計 予 算

議案第1号

平成30年度小松市一般会計予算

平成30年度小松市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ45,390,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成30年2月26日提出

小松市長 和田 慎 司

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 市税		16,120,000
	1 市民税	7,450,000
	2 固定資産税	6,750,000
	3 軽自動車税	266,000
	4 市たばこ税	690,000
	5 入湯税	49,000
	6 都市計画税	915,000
2 地方譲与税		348,000
	1 地方揮発油譲与税	98,000
	2 自動車重量譲与税	240,000
	3 航空機燃料譲与税	10,000
3 利子割交付金		30,000
	1 利子割交付金	30,000
4 配当割交付金		70,000
	1 配当割交付金	70,000
5 株式等譲渡所得割交付金		65,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	65,000
6 地方消費税交付金		2,100,000
	1 地方消費税交付金	2,100,000
7 ゴルフ場利用税交付金		62,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	62,000
8 自動車取得税交付金		110,000
	1 自動車取得税交付金	110,000
9 国有提供施設等所在市助成交付金		300,000
	1 国有提供施設等所在市助成交付金	300,000
10 地方特例交付金		71,000

款	項	金額
		千円
	1 地方特例交付金	71,000
11 地方交付税		6,750,000
	1 地方交付税	6,750,000
12 交通安全対策特別交付金		14,000
	1 交通安全対策特別交付金	14,000
13 分担金及び負担金		174,580
	1 分担金	12,743
	2 負担金	161,837
14 使用料及び手数料		603,819
	1 使用料	396,587
	2 手数料	207,232
15 国庫支出金		7,299,480
	1 国庫負担金	4,337,921
	2 国庫補助金	2,918,452
	3 国庫委託金	43,107
16 県支出金		3,163,971
	1 県負担金	2,031,530
	2 県補助金	918,897
	3 県委託金	213,544
17 財産収入		168,655
	1 財産運用収入	31,779
	2 財産売払収入	136,876
18 寄附金		280,736
	1 寄附金	280,736
19 繰入金		922,980
	1 基金繰入金	922,980

款	項	金額
20	繰越金	千円 1
	1 繰越金	1
21	諸収入	702,678
	1 延滞金, 加算金及び過料	25,004
	2 預金利子	49
	3 貸付金元利収入	174,494
	4 雑入	488,131
	5 受託事業収入	15,000
22	市債	6,033,100
	1 市債	6,033,100
	歳入合計	45,390,000

歳 出

款	項	金 額
		千円
1	議会費	338,585
	1 議会費	338,585
2	総務費	3,241,471
	1 総務管理費	2,704,095
	2 徴税費	311,993
	3 戸籍住民基本台帳費	142,585
	4 選挙費	41,746
	5 統計調査費	13,648
	6 監査委員費	27,404
3	民生費	14,586,266
	1 社会福祉費	6,655,751
	2 児童福祉費	7,055,991
	3 生活保護費	874,524
4	衛生費	5,033,680
	1 保健衛生費	819,973
	2 環境対策費	3,496,107
	3 水道費	55,599
	4 病院費	662,001
5	労働費	12,993
	1 労働諸費	12,993
6	農林水産業費	1,052,630
	1 農業費	779,927
	2 林業費	234,787
	3 水産業費	37,916
7	商工費	971,779
	1 商工費	971,779

款	項	金額
8	土木費	千円 6,582,796
	1 土木管理費	102,656
	2 道路橋りょう費	1,366,858
	3 河川費	273,326
	4 都市計画費	1,209,714
	5 下水道費	2,356,728
	6 飛行場費	504,407
	7 住宅費	769,107
9	消防費	1,273,069
	1 消防費	1,273,069
10	教育費	6,097,030
	1 教育総務費	677,586
	2 小学校費	480,746
	3 中学校費	285,931
	4 高等学校費	513,759
	5 社会教育費	1,304,613
	6 保健体育費	1,397,895
	7 大学費	1,436,500
11	災害復旧費	1
	1 公共土木施設災害復旧費	1
12	公債費	6,189,700
	1 公債費	6,189,700
13	予備費	10,000
	1 予備費	10,000
歳 出 合 計		45,390,000

第2表 債務負担行為

(単位千円)

事 項	期 間	限 度 額
県 議 会 議 員 選 挙 費	平成31年度	3,600
ご み 処 理 管 理 費	平成31年度	95,200
リ サ イ ク ル セ ン タ ー 及 び 最 終 処 分 場 管 理 運 営 費	自：平成31年度 至：平成33年度	256,790千円に消費税及び地方消費税の変動に伴う額を増減した額
ス キ ー 場 整 備 費	平成31年度	270,000
学 習 等 供 用 施 設 建 設 費	平成31年度	30,600
公 立 小 松 大 学 施 設 整 備 費	平成31年度	700,000

第3表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎設備改修費	28,700	普通貸借は行 又証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。
私立認定こども園・保育所施設整備費	38,600			
児童センター施設整備費	16,000			
すこやかセンター管理運営費	4,000			
エコロジーパークこまつ・クリーンセンター建設費	1,854,700			
土地改良費	23,900			
県営土地改良費	27,500			
水利施設改修費	4,900			
ジビエ倍増モデル整備費	6,400			
県単林道整備費	3,500			
林道整備費	3,900			
県営広域基幹林道整備費	14,200			
北谷線開設費	18,400			

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
遊泉寺銅山跡整備費	8,300	普通貸借は行 又証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。
スキー場整備費	5,000			
道路橋りょう整備費	408,300			
県営道路改良舗装費	17,800			
都市排水路整備費	96,800			
北国街道 無電柱化整備費	42,200			
(仮称)栗津温泉 交流広場整備費	82,500			
北陸新幹線建設推進費	81,000			
街路整備費	96,900			
県営街路整備費	45,000			
公園施設 リニューアル費	9,100			
学習等供用施設建設費	24,300			
基地周辺道路整備費	32,700			

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市営住宅住戸改善費	29,100	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。
木曾町住宅建替費	385,700			
消防団活動拠点施設整備費	1,000			
耐震性貯水槽設置費	8,700			
高規格救急車購入費	12,600			
消防団ポンプ車購入費	12,600			
防災行政無線運営費	6,500			
急傾斜地崩壊対策費	2,100			
小学校校舎等改修費	5,400			
松東みどり学園整備費	16,500			
中学校校舎等改修費	3,200			
市立高校改修費	33,800			
ひとつものづくり科学館魅力アップ費	4,500			

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
図書館管理運営費	3,600	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。
博物館管理運営費	7,800			
芦城センター改修費	2,200			
桜木体育館改修費	52,300			
親水スポーツ公園整備費	102,300			
公立小松大学施設整備費	448,600			
臨時財政対策債	1,900,000			
計	6,033,100			

国民健康保険事業特別会計予算

議案第2号

平成30年度小松市国民健康保険事業特別会計予算

平成30年度小松市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10,442,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した負担金、補助及び交付金に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成30年2月26日提出

小松市長 和田 慎 司

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1	国民健康保険税	2,101,000
	1 国民健康保険税	2,101,000
2	県支出金	7,532,324
	1 県補助金	7,532,323
	2 財政安定化基金交付金	1
3	財産収入	843
	1 財産運用収入	843
4	繰入金	772,919
	1 一般会計繰入金	699,263
	2 基金繰入金	73,656
5	繰越金	1
	1 繰越金	1
6	諸収入	34,913
	1 延滞金, 加算金及び過料	21,002
	2 雑入	13,911
	歳 入 合 計	10,442,000

歳 出

款	項	金 額
		千円
1	総務費	136,960
	1 総務管理費	136,800
	2 運営協議会費	160
2	保険給付費	7,374,430
	1 療養諸費	6,448,500
	2 高額療養費	893,620
	3 移送費	110
	4 出産育児諸費	25,200
	5 葬祭諸費	7,000
3	国民健康保険事業費納付金	2,706,900
	1 医療給付費分	1,897,000
	2 後期高齢者支援金等分	586,800
	3 介護納付金分	223,100
4	保健事業費	199,869
	1 特定健康診査等事業費	67,104
	2 保健事業費	132,765
5	基金積立金	836
	1 基金積立金	836
6	公債費	1,000
	1 公債費	1,000
7	諸支出金	22,005
	1 償還金及び還付加算金	10,900
	2 繰出金	10,605
	3 第三者行為求償事務手数料	500
	歳 出 合 計	10,442,000

介護保険事業特別会計予算

議案第3号

平成30年度小松市介護保険事業特別会 計予算

平成30年度小松市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,938,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

平成30年2月26日提出

小松市長 和田 慎 司

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1	介護保険料	2,366,000
	1 介護保険料	2,366,000
2	使用料及び手数料	1
	1 手数料	1
3	国庫支出金	2,172,223
	1 国庫負担金	1,668,951
	2 国庫補助金	503,272
4	支払基金交付金	2,586,816
	1 支払基金交付金	2,586,816
5	県支出金	1,431,667
	1 県負担金	1,352,576
	2 県補助金	79,091
6	財産収入	265
	1 財産運用収入	265
7	繰入金	1,381,024
	1 一般会計繰入金	1,380,566
	2 基金繰入金	458
8	繰越金	1
	1 繰越金	1
9	諸収入	3
	1 延滞金, 加算金及び過料	1
	2 雑入	2
	歳 入 合 計	9,938,000

歳 出

款	項	金 額
		千円
1	総務費	125,959
	1 総務管理費	70,859
	2 介護認定審査会費	55,100
2	保険給付費	9,297,000
	1 介護サービス及び介護予防サービス等諸費	9,290,000
	2 その他諸費	7,000
3	地域支援事業費	510,375
	1 介護予防・日常生活支援総合事業費	283,795
	2 包括的支援事業費	165,500
	3 任意事業費	61,080
4	基金積立金	265
	1 基金積立金	265
5	公債費	600
	1 公債費	600
6	諸支出金	3,801
	1 償還金及び還付加算金	3,801
	歳 出 合 計	9,938,000

公債管理特別會計予算

議案第4号

平成30年度小松市公債管理特別会計予算

平成30年度小松市の公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,089,100千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成30年2月26日提出

小松市長 和田 慎 司

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1	繰入金	6,186,700
	1 一般会計繰入金	6,186,700
2	市債	2,902,400
	1 市債	2,902,400
	歳 入 合 計	9,089,100

歳 出

款	項	金 額
1 公債費		<div style="text-align: right;">千円</div> 9,089,100
	1 公債費	9,089,100
	歳 出 合 計	9,089,100

第2表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公債管理借換債	2,902,400	普通貸借は行 又証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。
計	2,902,400			

産業団地事業特別会計予算

議案第5号

平成30年度小松市産業団地事業特別会 計予算

平成30年度小松市の産業団地事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成30年2月26日提出

小松市長 和田 慎 司

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 借入金		千円 4,500
	1 一般会計借入金	4,500
歳 入 合 計		4,500

歳 出

款	項	金 額
1 公債費		千円 4,500
	1 公債費	4,500
	歳 出 合 計	4,500

後期高齡者医療特別会計予算

議案第6号

平成30年度小松市後期高齢者医療特別 会計予算

平成30年度小松市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,456,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成30年2月26日提出

小松市長 和田 慎 司

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1	後期高齢者医療保険料	1,056,000
	1 後期高齢者医療保険料	1,056,000
2	使用料及び手数料	1
	1 手数料	1
3	繰入金	344,822
	1 一般会計繰入金	344,822
4	繰越金	1
	1 繰越金	1
5	諸収入	55,176
	1 延滞金, 加算金及び過料	10
	2 償還金及び還付加算金	2,100
	3 雑入	53,066
	歳 入 合 計	1,456,000

歳 出

款	項	金 額
		千円
1	総務費	27,806
	1 総務管理費	27,806
2	後期高齢者医療広域連合納付金	1,364,393
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,364,393
3	諸支出金	63,801
	1 償還金及び還付加算金	2,101
	2 保健事業費	61,700
	歳 出 合 計	1,456,000

水道事業会計予算

議案第7号

平成30年度小松市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成30年度小松市の水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	42,750戸
(2) 年 間 総 給 水 量	13,019,000m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	35,668m ³

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入
第1款 水道事業収益	2,724,300千円
第1項 営業収益	2,395,063千円
第2項 営業外収益	329,206千円
第3項 特別利益	31千円
	支 出
第1款 水道事業費用	2,323,900千円
第1項 営業費用	2,220,130千円
第2項 営業外費用	101,687千円
第3項 特別損失	2,083千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,251,800千円は過年度分損益勘定留保資金101,245千円，当年度分損益勘定留保資金535,974千円，当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額74,581千円，減債積立金10,000千円，建設改

良積立金200,000千円及び震災対策積立金330,000千円で補填するものとする。)

収	入
第1款 資本的収入	111,800千円
第1項 水道負担金	79,223千円
第2項 企業債	21,000千円
第3項 固定資産売却代金	108千円
第4項 補助金	2,500千円
第5項 出資金	8,969千円
支	出
第1款 資本的支出	1,363,600千円
第1項 建設改良費	1,108,998千円
第2項 企業債償還金	254,602千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
遠方監視制御装置更新費	平成31年度	390,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法

簡易水道 事業債	21,000	普通貸 借又は 証券発 行	5.0%以内（た だし、利率見 直し方式で 借り入れる 資金につい て、利率見 直しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率）	借入先の融 資条件によ る。ただし 、財政の状 況により償 還年限を短 縮し、繰上 償還をなし 、又は借換 えをすること ができる。
計	21,000			

（一時借入金）

第7条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第8条 予定支出の各項の経費の金額の流用をすることができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出第1款水道事業費用のうち、第1項営業費用、第2項営業外費用、第3項特別損失に係る予算額に過不足を生じた場合における項間の流用
- (2) 資本的支出第1款資本的支出のうち、第1項建設改良費、第2項企業債償還金に係る予算額に過不足を生じた場合における項間の流用

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 170,210千円
- (2) 交際費 195千円

（他会計からの補助金）

第10条 水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、46,630千円である。

（たな卸資産購入限度額）

第11条 たな卸資産の購入限度額は、1,955千円と定める。

平成30年2月26日提出

小松市長 和田 慎 司

下水道事業会計予算

議案第8号

平成30年度小松市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成30年度小松市の下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接続戸数	28,129戸
(2) 年間総排水量	8,187,434m ³
(3) 一日平均排水量	22,431m ³
(4) 主な建設改良事業	
(ア) 未普及解消事業費	425,000千円
(イ) 水質保全事業費	1,205,800千円
(ウ) 地震対策事業費	28,000千円
(エ) 浸水対策事業費	128,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 下水道事業収益		4,184,300千円
第1項 営業収益		2,557,583千円
第2項 営業外収益		1,626,017千円
第3項 特別利益		700千円
	支	出
第1款 下水道事業費用		4,251,700千円
第1項 営業費用		3,408,576千円
第2項 営業外費用		839,424千円

第3項 特別損失 3,700千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,699,900千円は過年度分損益勘定留保資金415,852千円，当年度分損益勘定留保資金1,192,935千円，当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額91,113千円で補填するものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入		3,852,100千円
第1項 企業債		2,829,600千円
第2項 国庫補助金		495,700千円
第3項 県補助金		71,650千円
第4項 出資金		257,211千円
第5項 固定資産売却代金		100千円
第6項 長期貸付金償還金		23,391千円
第7項 負担金		170,453千円
第8項 基金繰入金		3,995千円

	支	出
第1款 資本的支出		5,552,000千円
第1項 建設改良費		1,992,013千円
第2項 企業債償還金		3,532,992千円
第3項 投資		26,995千円

(企業債)

第5条 起債の目的，限度額，起債の方法，利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
-------	-----	-------	----	-------

公共下水道 事業債	1,059,100	普通貸 借又は 証券発 行	5.0%以内（ただ し、利率見直し方 式で借り入れる資 金について、利率 見直しを行った後 においては、当該 見直し後の利率）	借入先の融資条件 による。ただし、 財政の状況により 償還年限を短縮し 、繰上償還をなし 、又は借換えをす ることができる。
流域下水道 事業債	41,500			
農業集落 排水事業債	213,600			
下水道事業 借換債	337,000			
資本費 平準化債	961,100			
下水道事業 特例債	217,300			
計	2,829,600			

（一時借入金）

第6条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第7条 予定支出の各項の経費の金額の流用をすることができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出第1款下水道事業費用のうち、第1項営業費用、第2項営業外費用、第3項特別損失に係る予算額に過不足を生じた場合における項間の流用
- (2) 資本的支出第1款資本的支出のうち、第1項建設改良費、第2項企業債償還金、第3項投資に係る予算額に過不足を生じた場合における項間の流用

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会

の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 112,522千円

(2) 交際費 30千円

(他会計からの補助金)

第9条 下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は455,006千円である。

平成30年2月26日提出

小松市長 和田 慎 司

国民健康保険小松市民病院事業会計予算

議案第9号

平成30年度国民健康保険小松市民病院 事業会計予算

(総 則)

第1条 平成30年度小松市の国民健康保険小松市民病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	344床
(2) 入院患者数	延 101,485人
一日平均	278人
(3) 外来患者数	延 190,912人
一日平均	784人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 病院事業収益	8,781,000	千円
第1項 医業収益	8,174,608	千円
第2項 医業外収益	606,392	千円
	支	出
第1款 病院事業費用	8,736,000	千円
第1項 医業費用	8,647,870	千円
第2項 医業外費用	88,130	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額380,000千円は過年度分損益勘定留保資金

4,400千円、当年度分損益勘定留保資金374,356千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,244千円で補填するものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	890,000千円
第1項 企業債	500,500千円
第2項 負担金	385,898千円
第3項 固定資産売却代金	902千円
第4項 補助金	2,700千円
支 出	
第1款 資本的支出	1,270,000千円
第1項 建設改良費	509,200千円
第2項 企業債償還金	759,605千円
第3項 投資	1,195千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良資金	500,500	普通貸借又は証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。
計	500,500			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額の流用をすることができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 医業費用と医業外費用

(2) 医業費用と特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 4,380,085千円

(2) 交際費 200千円

(他会計からの補助金)

第9条 国民健康保険事業特別会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりとする。

国民健康保険調整交付金 10,605千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、20,000千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種類	名称	数量
取得する資産	器械備品	心臓血管撮影装置	一式

平成30年2月26日提出

小松市長 和田 慎 司